

岡山大学研究奨励金に関する内規

〔平成 25 年 2 月 6 日
学 長 裁 定〕

改正 平成 28 年 10 月 25 日
平成 29 年 5 月 22 日
令和 2 年 7 月 30 日
令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国際的に活躍しうる研究者を育成するために、優秀な学生に対し経済的支援を行うことを目的とする岡山大学成績優秀学生研究奨励金（以下「研究奨励金」という。）の取扱いに関し、必要な事項について定めるものとする。

(研究奨励金)

第 2 条 研究奨励金は、大学院学生（法務研究科の学生を除く。）のうち、学長が別に定める国際学会等（以下「学会等」という。）において、自己の研究成果の発表を行った者（次号に該当する者を除く。）に支給する。

2 前項に該当する者に支給する研究奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- 一 国外で開催される学会等で発表した場合 5 万円
- 二 国内で開催される学会等で発表した場合 3 万円
- 三 前 2 号以外のオンラインで開催される学会等で発表した場合 3 万円

3 研究奨励金は、一の年度（ただし、10 月に入学した者にあつては 10 月から翌年 9 月までの 1 年間）にそれぞれ一回支給する。

4 研究奨励金は、発表した学会等の終了日から起算して 3 月以内に申請しなければならない。ただし、期末で修了する学生の申請期限日は、学生支援委員会の議を経て、別に定める。

(申請)

第 3 条 研究奨励金は、学会等における発表後、別紙様式により申請するものとする。

(決定)

第 4 条 学長は、前条により申請のあった者について、研究奨励金の支給を決定する。

(支給時期)

第 5 条 研究奨励金は、原則として支給が決定された日から、2 月以内に支給する。

(事務)

第 6 条 研究奨励金に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、研究奨励金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規の施行日以前に開催された学会等で研究発表を行い、平成 25 年 6 月 30 日までに廃止前の旧内規第 3 条第 1 項第 1 号に該当するものとして申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 28 年 10 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 29 年 5 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和2年7月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式

指導教員自署

岡山大学研究奨励金受給申請書

令和 年 月 日

岡山大学長 殿

研究科名：
氏 名：
学生番号：

私は、下記のとおり、学会等において研究発表を行いましたので、関連書類の写し及び「旅費等の振込（新規・変更）申出書」を添えて、研究奨励金の受給を申請します。

なお、届け出た連絡先及び振込口座番号等に変更が生じた場合は、速やかに連絡いたしますが、その連絡を怠ったなどの事由により、研究奨励金が支給（振込）されない場合は、研究奨励金受給の申請を撤回したものとして処理されても、異議を申し立てません。

記

- 1 学会等名：
- 2 開催地：
- 3 発表日：
- 4 発表テーマ：
- 5 発表形式： 口頭 ポスター その他（ ）
- 6 発表した言語： 英語 その他（ ）
- 7 母国語： 日本語 その他（ ）

【事務処理上の事項】 3か月以内に身分異動等が予定されている者のみ、記入してください。

- 1 事由： 修了，退学，休学，留学，その他（ ）
異動年月日 年 月 日
- 2 連絡先：住 所
電話番号

※ 必ず、異動後に連絡の取れる連絡先を記入すること。